



令和 7 (2025) 年 4 月 10 日
杉並区総務部広報課

生活保護基準改定に係る訴訟における 最高裁判所への上訴に関する杉並区長コメント

令和 7 (2025) 年 3 月 27 日 (木)、東京高等裁判所において、生活保護基準改定に係る訴訟について、一審被告 (国及び各自治体) 側の敗訴判決が出されました。

この判決は、厚生労働大臣による生活保護基準の引下げは、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用しており、生活保護法に違反するものであると判断し、この点についての一審原告らの主張を認めたものとなっています。

区においては、この間、生活保護の申請は憲法で保障する国民の権利であることを広く区民に周知するポスターの作成や、親族などへの扶養照会を望まない申請者への柔軟な対応を行うなどの取組を通じて、生活保護制度が、国民誰もが相談・申請できる重要なセーフティネットであることを区民にお知らせしてまいりました。

一審原告らの生活や心情を思うと、このたびの判決は極めて重く受け止める必要があるため、区では慎重に検討を重ねた結果、生活保護に係る事務は法定受託事務であり、その基準は国において定められているものであることから、上訴せざるを得ないと判断しましたが、私といたしましては、一日も早い本訴訟の解決を望みます。

令和 7 (2025) 年 4 月 10 日

杉並区長 **岸本聡子**

【報道機関 問い合わせ先】

杉並福祉事務所長：03-3398-9104

広報課報道係：03-3312-2111 内線1575